

# 日本動物看護学会 会則

1995年12月9日制定

1997年11月29日改正

1999年6月6日改正

2008年7月13日改正

2010年7月25日改正

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会の名称は、日本動物看護学会（The Japanese Society of Animal Nursing）とする。

### 第2条(事務局)

本会の事務局は、東京都千代田区神田淡路町2丁目23番地 アクセス御茶ノ水2階におく。

## 第2章 目的と活動

### 第3条(目的)

本会は動物看護に関する研究を中心として、会員相互の情報交換の場を設け、この分野における研究の進展を図ることを目的とする。

### 第4条(活動)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 大会・例会・講座(講演・研究発表・シンポジウム・セミナーなどを含む)の開催。
- 学会誌・書籍などの企画・編集・発行。
- その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動。

## 第3章 会員

### 第5条(入会資格)

本会の目的に賛同する者であれば、誰でも本会に入会することができる。

### 第6条(種別)

会員の種別は次のとおりとする。

正会員：本会の目的に賛同する個人。

名誉会員：本会の活動において格段に功労のあった正会員、もしくはこれ以外から、理事会が推薦し総会において承認された個人または法人・団体。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会への財政的援助を申し出た個人または法人・団体。

### 第7条(会費)

会員は年会費を納入しなければならない。年会費の金額は次のとおりとする。

正会員：5,000円 賛助会員(個人)：10,000円 賛助会員(法人・団体)：30,000円 役員：10,000円

名誉会員からは年会費を徴収しない。

### 第8条(会員の資格喪失)

会員が次のどれかに該当した時は、会員資格を喪失する。

- 退会した時。

2. 死亡もしくは失踪宣告を受けた時。
3. 会費を2年以上滞納した時。
4. 除名された時。本会の名誉を著しく損なう行為があった場合は、総会における承認を経て、該当者を除名することができる。
4. ができる。
5. 本会が消滅した時。

#### 第9条(退会)

会員は本会事務局へ届け出た上で、任意に退会することができる。

## 第4章 役員

#### 第10条(種類・定数)

本会役員は次のとおりとする。

会長:1名 理事長:1名 副理事長:2名 常任理事:若干名 理事:若干名 監事:1~2名

#### 第11条(選出・職務)

1. 会長
  - ①総会において、本会員の中から互選で選ばれる。
  - ②本会を代表し、本会会務を統括する。
2. 理事長
  - ①理事会において、理事の中から互選で選ばれる。
  - ②本会会務を運営する。
  - ③会長に事故があった時、または会長が欠けた時は、その職務を代行する。
3. 副理事長
  - ①理事長の任命によって、理事の中から選ばれる。
  - ②会長・理事長を補佐して、本会会務を運営する。
4. 常任理事
  - ①理事会において、理事の中から互選で選ばれる。
  - ②会長・理事長を補佐して、本会会務を執行する。
5. 理事
  - ①総会において、本会員の中から互選で選ばれる。
  - ②会長・理事長を補佐して、本会会務を運営する。
6. 監事
  - ①総会において、本会員の中から互選で選ばれる。
  - ②本会の会計と会務の執行状況を監査する。
7. 名誉会長
  - ①本会には名誉会長を置くことができる。
  - ②本会の会長若しくは理事長経験者又は特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の議を経て理事長が推薦し、総会で決定する。
  - ③名誉会長は役員ではないものとする。

#### 第12条(任期)

役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

1. 役員任期の2年間とは、選出された定時総会終了月の翌月1日から、2年後の定時総会終了月の末日までとする。
2. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う必要がある。

#### 第13条(解任)

役員が次のどちらかに該当する時は、総会において、出席数3分の2以上の議決によって解任することができる。この場

合、その役員は議決前に弁明の機会を得る。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる時。
2. 役員としての義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められる時。

## 第5章 委員

### 第14条(種類・定数)

本会委員は次のとおりとする。

評議員:若干名 編集委員:若干名 動物看護師認定試験委員:若干名

### 第15条(選出・職務)

#### 1. 評議員

- ①理事会において本会員の中から選ばれる。
- ②本会活動に関する意見交換や議論を行うことにより、本会活動に寄与する。

#### 2. 編集委員

- ①理事会において本会員の中から選ばれる。  
編集委員長は編集委員の中から互選で選ばれる。
- ②学会誌・書籍などの企画・編集を行うことにより、本会活動に寄与する。

#### 3. 動物看護師認定試験委員

- ①理事会において本会員の中から選ばれる。  
動物看護師認定試験委員長は、理事長が任命し常任理事会の承認を経て選ばれる。
- ②本会主催「動物看護師資格認定試験」の実施により、本会活動に寄与する。

### 第16条(任期)

委員の任期は2年間とし、再任もあり得る。

1. 委員任期の2年間とは、選出された定時総会終了月の翌月1日から、2年後の定時総会終了月の末日までとする。
2. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う必要がある。

### 第17条(解任)

委員が次のどちらかに該当する時は、総会において、出席数3分の2以上の議決によって解任することができる。この場合、その委員は議決前に弁明の機会を得る。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる時。
2. 委員としての義務違反、その他、委員としてふさわしくない行為があると認められる時。

## 第6章 会議・委員会

### 第18条(常任理事会)

1. 理事長が必要と判断する時に、随時招集する。
2. 理事長・副理事長・常任理事によって組織される、本会会務の執行機関である。
3. 開催定足数は出席該当者数の1/2以上とする。ただし、開催前に委任状を提出した者、および、審議事項について開催前に書状にて意見を表明した者は出席とみなす。
4. 本会会務の執行に関する諸事項を審議・議決する。議決は出席者の過半数をもって行い、同数の場合は理事長がこれを決する。
5. 理事会での審議・議決が必要とする事項については、これを理事会へ提議する。
6. 開催後、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - ①開催日時・開催場所
  - ②出席者数・出席者名
  - ③審議事項・議決事項

## 第 19 条(理事会)

1. 理事長が必要と判断する時に、随時招集する。
2. 理事長・副理事長・常任理事・理事によって組織される、本会会務の運営機関である。
3. 会長は必要と判断する時に、随時招集および出席することができる。
4. 開催定足数は出席該当者数の 1/2 以上とする。ただし、開催前に委任状を提出した者、および、審議事項について開催前に書状にて意見を表明した者は出席とみなす。
5. 本会会務の運営に関する諸事項を審議・議決する。議決は出席者の過半数をもって行い、同数の場合は理事長がこれを決する。
6. 総会での審議・議決が必要とする事項については、これを総会へ提議する。
7. 開催後、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
①開催日時・開催場所 ②出席者数・出席者名 ③審議事項・議決事項

## 第 20 条(総会)

1. 会長が、毎会計年度終了後 4 か月以内に招集する。
2. 会長が必要と認める時は、臨時総会を招集することができる。
3. 正会員によって組織される、本学会の最高議決機関である。
4. 次の事項を審議・議決する。議決は出席者の過半数をもって行う。  
①活動報告・収支決算報告 ②活動計画案・収支予算案  
③他に理事会が、総会での審議・議決が必要であると認めた事項 ④その他
5. 議長 1 名(本会会員)を、出席者の中から互選で選ぶ。
6. 開催後、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
①開催日時・開催場所 ②出席者数 ③審議事項・議決事項  
④議長によって選任された議事録署名人 2 名(本会会員)の署名と押印

## 第 21 条(評議員会)

1. 会長または理事長が必要と判断する時に、随時招集する。
2. 評議員によって組織され、本会活動に関する意見交換を行う。

## 第 22 条(編集委員会)

1. 編集委員長が必要と判断する時に、随時招集する。
2. 編集委員によって組織され、学会誌・書籍などの企画・編集を行う。

## 第 23 条(動物看護師認定試験委員会)

1. 動物看護師認定試験委員長が必要と判断する際に、随時招集する。
2. 動物看護師認定試験委員によって組織され、本会主催「動物看護師資格認定試験」を実施する。
3. 開催定足数は出席該当者数の 1/2 以上とする。ただし、開催前に委任状を提出した者、および、審議事項について開催前に書状にて意見を表明した者は出席とみなす。
4. 理事会での審議・議決が必要な事項を提案した時は、これを提議することができる。
5. 開催後、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
①開催日時・開催場所 ②出席者数・出席者名 ③審議事項・議決事項

## 第 24 条(会議・委員会の設置)

会長または理事長が必要と認める時は、理事会の承認を経て、新たな会議・委員会を設置することができる。

# 第 7 章 会計

## 第 25 条(概要)

会計は次のとおりとする。

1. 本会の経費は、会費・その他の収入をもってこれに充てる。
2. 本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とする。
3. 収支決算報告・収支予算案は、総会の議決を要する。

## 付則

---

1. 本会則は、正会員3名以上の賛成を経て提出された動議に基づき、総会での議決を経て変更できる。
2. 本会則は1995年12月9日に制定されたものを、2010年7月25日の総会において改訂したものである。
3. 本学会誌の投稿規定は別途定める。

以上